定　　款

社会福祉法人　智恩福祉会

平成29年4月1日　施行

社会福祉法人智恩福祉会定款

第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第二種社会福祉事業

（イ）老人デイサービスセンターの経営

（ロ）一時預かり事業の経営

（ハ）保育所の経営

（ニ）幼保連携型認定こども園の経営

（ホ）小規模保育事業の経営

（ヘ）地域子育て支援拠点事業の経営

（ト）放課後児童健全育成事業の経営

（チ）老人居宅介護等事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人智恩福祉会という。

（経営の原則等）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を大阪府茨木市白川２丁目１３番２５号に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第７条　評議員の任期は、選任後６年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

３　評議員は、第５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第８条　評議員は無報酬とする。

第３章　評議員会

（構成）

第９条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第１０条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1)　理事及び監事の選任又は解任

(2)　理事及び監事の報酬等の額

(3)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4)　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(5)　定款の変更

(6)　残余財産の処分

(7)　基本財産の処分

(8)　社会福祉充実計画の承認

(9)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１１条　評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後３ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第１２条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第１３条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　監事の解任

(2)　定款の変更

(3)　その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

５　評議員会に議長を置き、議長は、その都度評議員のうちから選出する。

（議事録）

第１４条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印する。

第４章　役員及び職員

（役員の定数）

第１５条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　６名

（２）監事　２名

２　理事のうち一名を理事長とする。

（役員の選任）

第１６条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第１７条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第１８条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第１９条　理事又は監事の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　理事又は監事は、第１５条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第２０条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２１条　役員は無報酬とする。

（職員）

第２２条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第５章　理事会

（構成）

第２３条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第２４条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1)　この法人の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　理事長の選定及び解職

（招集）

第２５条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第２６条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第２７条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第６章　資産及び会計

（資産の区分）

第２８条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）大阪府茨木市白川二丁目600番地35所在の鉄筋コンクリート造2階建

白川敬愛保育園園舎1棟　　　792.19平方ﾒｰﾄﾙ

（２）大阪府茨木市目垣三丁目284番１所在の老人デイサービスセンター

けいあいの里敷地　676平方ﾒｰﾄﾙ

（３）大阪府茨木市目垣三丁目284番地１所在の鉄筋コンクリート造陸屋根２階建

老人デイサービスセンター　けいあいの里介護施設１棟　　537.14平方ﾒｰﾄﾙ

（４）大阪府茨木市東奈良三丁目129番地所在の鉄筋コンクリ－ト造陸屋根２階建

東奈良敬愛保育園園舎1棟　　　467.00平方ﾒ-ﾄﾙ

（５）大阪府吹田市山田東四丁目213番地１所在の鉄骨造陸屋根2階建

千里の丘けいあい保育園園舎1棟　　　518.00平方ﾒｰﾄﾙ

（６）大阪府茨木市中穂積三丁目47番3　508.44平方メートル

大阪府茨木市中穂積三丁目47番12　13平方メートル

大阪府茨木市中穂積三丁目47番13　8.37平方メートル

大阪府茨木市中穂積三丁目47番15　6.98平方メートル

上記所在の保育園敷地合計536.79平方メートル

（７）大阪府茨木市中穂積三丁目47番地3、47番地9、47番地8所在の

鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

こどもの園敬愛保育園　園舎1棟　　　681.84平方ﾒｰﾄﾙ

（８）大阪府茨木市中穂積三丁目47番１所在のこどもの園敬愛保育園

敷地　335.84平方ﾒｰﾄﾙ

（９）大阪府茨木市大字宿久庄1145番地、233番地35、228番地２、1145番地先

（仮換地　茨木都市計画事業及び箕面都市計画事業国際文化公園都市特定土地区画整理事業区域内Ｅ18－1街区６画地、５画地）家屋番号1145番　鉄骨造陸屋根平家建　彩都敬愛保育園　園舎1棟　273.16平方ﾒｰﾄﾙ

（10）大阪府茨木市新郡山二丁目9番地42　所在の鉄筋コンクリート造

陸屋根２階建　郡山敬愛保育園　園舎1棟753.55平方ﾒｰﾄﾙ(附属建物を含む)

（11) 大阪府茨木市中穂積一丁目63番地1　所在の鉄骨造陸屋根２階建

中穂積敬愛保育園　園舎１棟　737.76平方ﾒｰﾄﾙ(附属建物を含む)

（12）大阪府茨木市中穂積一丁目63番1　所在の中穂積敬愛保育園

敷地　1256.21平方ﾒｰﾄﾙ

（13）大阪府茨木市沢良宜東町227番地1、226番地1所在の鉄筋コンクリート造

陸屋根２階建　くるみ敬愛保育園　園舎1棟774.96平方ﾒｰﾄﾙ

（14）大阪市西区南堀江一丁目５３番６所在の堀江敬愛保育園敷地

　宅地　587．05平方ﾒｰﾄﾙ

（15） 大阪市西区南堀江一丁目53番地6　所在の鉄骨造陸屋根6階建

堀江敬愛保育園　園舎1棟　　1階166.06平方メートル

2階乃至5階169.62平方メートル　6階73.12平方メートル

（16）大阪府茨木市中穂積一丁目61番11　所在の中穂積敬愛保育園敷地

　384.20平方ﾒｰﾄﾙ

（17）大阪府茨木市沢良宜東町227番地7、230番地3所在の

木造スレートぶき平家建　第二けいあいの舎　園舎1棟147.42平方ﾒｰﾄﾙ

３　その他財産は、基本財産及び公益事業財産以外の財産とする。

４　公益事業財産は、第３６条に掲げる、公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第２９条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、大阪府知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪府知事　の承認は必要としない。

１　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

２　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第３０条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第３１条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第３２条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5)　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6)　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告

(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第３３条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第３４条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第３５条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第７章　公益を目的とする事業

（種別）

第３６条　この法人は、社会福祉法第２６条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）居宅介護支援事業

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

第８章　解散

（解散）

第３７条　この法人は、社会福祉法第４６条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第３８条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第８章　定款の変更

（定款の変更）

第３９条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪府知事の認可（社会福祉法第４５条の３６第２項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪府知事に届け出なければならない。

第９章　公告の方法その他

（公告の方法）

第４０条　この法人の公告は、社会福祉法人智恩福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第４１条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

　　理事長　　城谷　星

　　理　事　　高島　輝子

　　　〃　　　行友　一久

　　　〃　　　木村　正太郎

　　　〃　　　城谷　育子

　　　〃　　　野田　征夫

　　監　事　　新井　丞

　　　〃　　　稲本　利雄

附　則

この定款は、平成２９年４月１日から施行する。